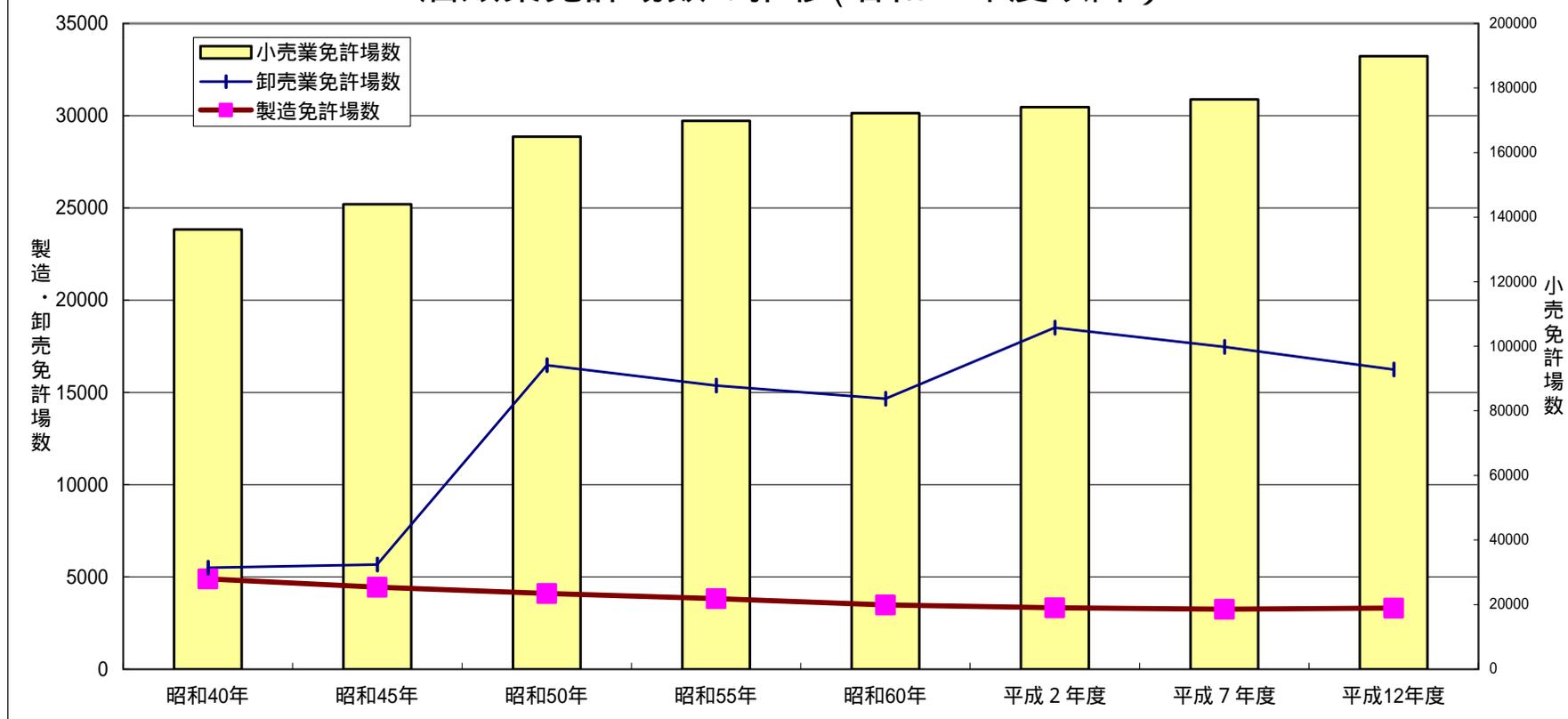


酒類業免許場数の推移(昭和40年度以降)



(注)

- 1 会計年度ベースの数値である。なお、期限付免許場数は含めていない。
- 2 製造免許場数は、1製造場において複数の種類の製造免許を受けている場合においても1場として掲げた。
- 3 卸売免許場数は、法令上、卸売業が行える販売場を全て含む。
- 4 小売免許場数は、法令上、小売業が行える販売場を全て含む。
 なお、平成12年度は、免許年度(通常9月から翌年8月まで)が短縮され、1月から8月までとされたため、3月末までの新規免許付与場数は通常年度より少なくなっている。
- 5 卸売免許場数及び小売免許場数には、卸・小売兼業免許場数をそれぞれにカウントしている。
- 6 昭和46年10月1日酒類販売業免許について、販売方法の条件解除等の特別措置を実施
- 7 昭和47年5月15日沖縄復帰に伴い、沖縄県分を加算